

綾部市緊急事態措置月次支援金

■ 概要

今年4月に発令された緊急事態宣言による飲食店等の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者等の事業継続を支援するため、事業全般に使える支援金を支給します。

■ 支給対象者（下記をすべて満たし、不支給要件に該当しない者）

- ①市内に主たる事業所（法人は本店、団体は主たる事務所、個人事業主は住所地）がある。
- ②2021年3月31日以前から事業により事業収入（売上）を得ており今後も事業を継続する意思がある
- ③緊急事態宣言により休業・時短要請の対象となった飲食店等との間に直接・間接の取引がある事業者 または 外出自粛等の影響を受けた事業者
- ④2021年4月から6月までの間であって、申請の対象としようとする月の月間事業収入が、**2019年または2020年の同月比30パーセント以上50パーセント未満減少**している
- ⑤【法人のみ】2021年4月1日時点において、次のいずれかを満たしている（組合・一般社団法人等の場合は構成員の3分の2以上が個人または次のいずれかを満たしている）
 - ア 資本金の額または出資の総額（基本金を有する法人は「基本金の額」、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」）が10億円未満
 - イ 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下

■ 不支給要件（下記のいずれかに該当する場合は支給できません）

- ①**市の緊急事態措置関連事業者支援給付金の対象者**（旅行業者、宿泊業者、交通事業者、酒類販売事業者、リネンサプライ事業者で対象期間のいずれかの月の月間事業収入が、2019年または2020年の同月比30パーセント以上減少している）
- ②**府の休業・時短協力金の対象飲食店**（休業・時短要請に応じなかった場合を含む）
- ③綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ⑤宗教上の組織もしくは団体
- ⑥政治団体
- ⑦市税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く）
- ⑧上記のほか、支援金の趣旨等に照らして市長が適当でない判断する者

■ 支給内容

上限額：対象となる月数 × 法人10万円、個人5万円

■ 支援金額

4、5、6月のうち対象となる月ごとの「基準年の売上－今年の売上」の合計

基準年 2019年または2020年のいずれか

対象 4、5、6月のうち基準年と今年の同月比で売上が30%以上50%未満減少した月

■ 申請期間（申請に必要な書類、提出・問い合わせ先等は裏面をご確認ください）

令和3年 **7月21日（水）** から **9月21日（火）** まで（当日消印有効）

■ 相談・問い合わせ・提出先（下記①、②のいずれかへ）

①綾部市商工労政課	電話 0773 (42) 4263 〒623-8501 綾部市若竹町8-1
②綾部商工会議所	電話 0773 (42) 0701 ※窓口のみ

※持参される場合や記入方法の相談で窓口にお越しになる際は、混雑を防ぐため、事前に電話予約をお願いします。

※郵送は、内容の確認の電話をさせていただく場合があります。

■ 提出書類

法人	①支給申請書兼請求書（様式第1号）、②誓約書（様式第2号）、③取引先情報一覧、④基準年の4～6月を含んだ事業年度分の確定申告書別表1の写し（収受印のあるもの）、⑤法人事業概況説明書（表・裏）、⑥2021年4～6月の月次の事業収入が確認できる帳簿等の写し、⑦履歴事項全部証明書、⑧法人名義の口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏等）
個人 事業主	①支給申請書兼請求書（様式第1号）、②誓約書（様式第2号）、③取引先情報一覧、④基準年の確定申告書第1表の写し（収受印のあるもの）、⑤所得税青色申告決算書の写し（青色申告の場合）、⑥2021年4～6月の事業収入が確認できる帳簿等の写し、⑦申請人名義の口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏等）、⑧本人確認書類の写し（運転免許証等）

※①～③の様式は市ホームページに掲載しています。

※申請の手引きもご覧ください。 <http://www.city.ayabe.lg.jp/syogyo/sangyo/sangyo/getsuzi.html>

■ 主な質疑応答

問1：国の月次支援金を受け取っていますが、申請できますか。
答1：国の月次支援金の対象となる月については、市の支援金の対象とはなりません。2021年4、5、6月のうち、事業収入が2019年か2020年の同月比50%以上の減少をした月は国の月次支援金で申請し、市には同30%以上50%未満の月の分の申請をしてください。
問2：創業して間もないのですが、給付対象になりますか。
答2：2021年4月以降の創業は対象としていません。2019年1月から2021年3月までの間に創業した場合は、特例による計算方法で売上減少の比較が可能です。計算には市ホームページに掲載している「特例による算定シート」をご利用いただき、申請書提出時には同シートも添付してください。
問3：他にどのような特例がありますか。
答3：下記に該当する場合は、特例による計算方法で売上減少の比較が可能です。計算には市ホームページに掲載している「特例による算定シート」をご利用いただき、申請書提出時には同シートも添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年1月から2021年3月までの間に法人の設立をした ➢ 2021年4月から6月の間に事業承継や法人化、法人の合併をした ➢ 主たる事業収入を雑所得・給与所得で確定申告した ➢ 申告書では月別の売上が確認できない ➢ 連結納税を行っていて、個別法人ごとに給付要件を満たす ➢ 特定非営利活動法人及び公益法人等